

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	16 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から43年2月まで  
② 昭和43年9月から44年3月まで

私の国民年金の加入手続は、20歳になった時に父が行った。私の兄及び妹についても、同様に20歳になった時に父が手続をしてくれている。

当時は、自営業を営んでいた実家に住んでおり、保険料については、両親が国民年金に加入していたので自宅に集金人の方が来て父が納付していた。保険料の納付を証明するものは無いが、兄及び妹とも申立期間については納付済みであり、私だけが未納となっているのは納得がいかないもので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、同手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に死亡しているため、当時の状況は確認することができない。

一方、申立期間①及び②は昭和43年3月から同年8月までの厚生年金保険被保険者期間の前後の期間であるが、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対しては、この厚生年金保険被保険者期間前の42年7月ごろ及び同期間後の44年9月ごろの2回にわたり、国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる。

2 申立期間①について、上記払出簿によれば、申立人に対して昭和42年7月ごろに払い出された1つ目の国民年金手帳記号番号は、未加入者に対する職権適用により申立人の父、母及び兄と連番で払い出されたことがうかがわれるが、申立人のみ「取消欠番」との記載がなされており、同記号番号は払

出後間もなく取り消されたものとみられる。これは、申立期間①において申立人は学生であり、国民年金の任意加入の対象となる期間であったため、父が取消しの手続を行ったことによるものと推認される。このことから父が申立人に払い出された1つ目の記号番号に係る被保険者資格に基づき国民年金保険料の納付を行うことは無かったものとみられる。

また、昭和44年9月ごろに払い出された2つ目の記号番号に係る国民年金被保険者資格取得手続において、申立人は20歳到達時の40年12月までさかのぼって強制加入により国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたことがうかがわれ、同記号番号が払い出された時期を基準とすると、申立人は、この時期において時効前であった42年7月以降の保険料しか納付することはできなかった。

しかし、昭和42年7月ごろに払い出された1つ目の記号番号が上記の経緯から取り消されたと推認されることから、その経緯を知る父が、申立人の2つ目の記号番号に係る被保険者資格に基づき申立期間①の保険料を納付したとも考え難い。

さらに、申立期間①の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人の2回目の国民年金被保険者資格取得手続をし、申立期間②の保険料を納付したとする父は国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付に対する意識の高さがうかがわれる上、上記昭和42年7月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、時効前であった申立人の兄の過年度保険料（40年4月から42年3月まで）を可能な限り納付し、未納の解消に努めていたこともうかがわれる。

これらのことから、父は、昭和44年9月ごろに行ったとみられる申立人の2回目の国民年金被保険者資格取得手続時点において時効前で納付可能とされていた申立期間②の保険料については、申立人の兄について納付したと同様に納付したとしても不自然ではない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの期間及び55年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年3月まで  
② 昭和55年7月から同年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私の母親が家族（父親、母親、兄）の分と併せて納めてくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は9か月、申立期間②は3か月といずれも短期間であり、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間①及び②を除き保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月に払い出されており、申立人はこのころ国民年金加入手続を行ったものとみられ、この時点では、申立期間①の保険料は、過年度納付することが可能であった。

さらに、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人の兄の国民年金加入手続が行われたのは昭和46年5月ごろとみられることから、現状の記録で納付済みとされている昭和45年度分の保険料については過年度納付されたことは明らかであり、申立人についても加入手続時点で過年度納付が可能であった申立期間①の保険料について納付されていても不自然ではない。

加えて、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みとされているのに、申立期間②のみ未納とされているのは不自然である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の父親と共に、国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、60歳に到達するまで保険料の未納は無く、申立人の兄も国民年金加入期間において、国民年金被保険者資格を取得した45年3月の保険料を除き未納は無いことから、年金への関心及び保険料の納付意識が高い家庭であったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月及び同年3月

国民年金保険料の納付を忘れていた時期があったが、婚姻を契機に納付状況を見直したので、未納分は夫が一括して納付してくれたはずである。

また、当時、国民年金手帳を紛失しており、再発行してもらったと記憶している。納付金額等具体的な状況について夫から聞かされた記憶は無いが、2か月間のみ未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする夫は既に死亡しているため、納付金額等納付状況の詳細が不明であるものの、夫は、昭和46年度以降の国民年金加入期間において未納期間は無いことから納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は2か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、納付意識の高かった夫が申立人の申立期間に係る保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の年金記録確認依頼により申立期間の直前となる期間（昭和48年7月から49年1月まで）における申立人の国民年金保険料に係る納付記録がA市が保管する被保険者名簿で新たに確認され、平成20年6月に納付記録の訂正が行われているほか、社会保険庁の納付記録で納付済みである期間（昭和48年4月から6月まで）が、当該名簿においては未納となっている等、社会保険庁とA市の納付記録が一致しておらず、申立期間を含む昭和48年度についての申立人の納付記録には不自然な点が見受けられ、適切に管理されていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで  
平成20年5月、社会保険事務所に行き、国民年金手帳を見せたところ、保険料の未納分があると言われた。父親は、私が20歳になったら国民年金に加入し、両親の保険料と一緒に納付しておくと言っていた。その父親は、今は介護施設に入所しており、当時の状況を聞くことはできないが、A村役場で加入手続きをしてくれ、同役場で何百円（当時は1か月100円ぐらいの保険料だったと記憶している。）か支払ってくれていたのはよく覚えている。それにもかかわらず、申立期間が未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする父親は高齢のため当時の事情は確認できないものの、父親の納付記録を見ると、国民年金制度が開始された昭和36年4月から60歳到達の前月である50年2月までの国民年金加入期間において未納は無く、保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和41年8月1日であり、父親はこのころに申立人の国民年金加入手続きを行ったものとみられる。この時点を基準にすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、当該期間の過年度保険料の納付書が送付されたものと推認でき、自ら申立人の国民年金の加入手続きを行った父親が、申立人に係る過年度保険料の納付書が送付されれば納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年5月まで

昭和47年ごろ、A市B区からC区へ転居した際、区役所の職員に、それまで未納だった国民年金保険料を一括して納められることを教えてもらい、夫婦二人分の保険料14万円から15万円を同区役所で納付した。未納だった保険料をすべて納付したはずなので、未納期間が残っていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には、昭和36年3月（A市B区）と47年9月（同市C区）の2回、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている。申立人は、それまで未納であった国民年金保険料を夫婦一緒に一括して納付したのはB区からC区へ転居した47年以降であるとしており、申立人夫婦の同区への住民票の異動は同年11月6日とされていることが確認できることから、申立人夫婦は、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号により国民年金保険料の納付を開始し、第2回特例納付（取扱期間：49年1月から50年12月まで）の時期に、未納期間の保険料を納付したものと考えられる。

また、社会保険庁の記録を見ると、申立人夫婦共に、昭和40年4月からは納付済み（申立人は、40年4月から41年10月までの期間は厚生年金保険被保険者期間が判明したため、当該期間の保険料は平成元年に還付されている。）とされており、前述のとおり、保険料の納付を開始したとみられる昭和47年度は現年度納付されていることから、申立人夫婦は、40年度から46年度までの期間を特例納付したものと推認でき、このことは、申立人夫婦の被保険者台帳において、夫婦共に、38年度から46年度までの摘要欄に「未納4月から3

月まで」と記載されていたものが、40年度から46年度までについては、その記載が横線で消されていることとも符合する。この40年度から46年度までの納付済みとされている期間を第2回特例納付により夫婦一緒に納付した場合の保険料額は、15万1,200円となり、申立人夫婦が一括して納付したと主張する金額（14万円から15万円）にはほぼ一致する。

しかし、申立期間を含む昭和36年度から46年度までの保険料を夫婦一緒に第2回特例納付により納付した場合、その保険料額は23万7,600円となり、申立人の主張する金額とは大きく異なることから、申立人は申立期間と実際に納付した期間とを混同していることが考えられる。

さらに、申立人夫婦は2回目の国民年金手帳記号番号払出日（昭和47年9月25日）の時点で、夫は44歳、申立人は43歳であり、この時点で、60歳到達の前月までに年金受給権確保に必要な保険料納付年数（申立人は24年、夫は22年（夫婦共に、老齢基礎年金等の支給要件の特例措置適用者））を確保するには、申立人夫婦共に昭和40年度分までさかのぼって納付すれば足りることから、申立人夫婦共に同年度以降の未納期間についてのみ保険料を特例納付したと考えても不自然ではない。

加えて、現在、確認されている昭和36年3月及び47年9月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

以上のことから判断すると、申立人が昭和47年当時に申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

一方、昭和40年4月から41年10月までの申立人の年金記録については、前述のとおり、当初国民年金保険料納付済みとされていたものの、平成元年に、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であることが判明したことから、当該期間の保険料が現年度保険料の金額で申立人に還付されている。

しかしながら、申立人は、当該期間を含めた昭和40年4月から47年3月までの84か月分の保険料については、前述の状況から第2回特例納付によって納付したものと推認でき（申立人の被保険者台帳には特例納付の記載は無いが、D社会保険事務局でもこれが第2回特例納付による納付であるとの見解を示している。）、還付された厚生年金保険被保険者期間である40年4月から41年10月までの期間（19か月）は、特例納付の対象期間でなかったことを踏まえると、申立人が特例納付を行った時点で未納であり、特例納付が可能であった36年4月から37年10月までの期間（19か月）の保険料として、納付されたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年3月まで

私は、父親にA市役所で国民年金の加入手続をしてもらい、昭和45年※月に婚姻した後は、父親から受け取った国民年金手帳を使用し、3か月ごとに自宅に来ていた町内会の納付組織（B納税組合）に、夫が納付書により保険料を納付してくれたはずである。その夫の記録が納付済みとなっていること、領収が確認できる資料か領収書が配布された記憶もあることから、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立人の申立期間を除き、すべての国民年金加入期間の保険料を納付している。

また、申立人及びその夫は、一部の期間（夫婦共に3か月）を除きすべて現年度納付しているほか、夫の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に伴う国民年金資格の種別変更手続を適正に行っているなど、夫婦の年金制度への理解及び保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人が居住するA市では、申立期間当時、納付組織が国民年金保険料を集金していたこと、及び昭和46年度からは納付書が発行されたが、納付組織が保険料を集金した上で納付書を預かって金融機関に納付していたことが確認でき、町内会の納付組織に納付書により保険料を納付したとする申立人の説明と合致する。

加えて、申立人は、その夫が夫婦二人の国民年金保険料を納付していたと説明しており、夫は、申立期間の保険料を現年度納付したことがA市の記録により確認できることから、町内会の納付組織が集金していたにもかかわらず、申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

そのほか、社会保険庁の記録では、従来、申立期間の直前の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料は未納と記録されていたが、A市の記録では現年度納付とされていることから、平成19年12月に納付済みと記録が訂正されており、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年8月まで

私は国民年金制度発足時から夫婦共に国民年金に加入し、保険料についても妻が夫婦の分をいつも一緒に納付してくれたはずである。このため、申立期間の保険料について、妻はすべて納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月27日にその妻と連番で払い出されている。このため、夫婦は同年1月ごろに一緒に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、国民年金制度発足時から夫婦共に加入し、一緒に保険料を納付していたとする申立内容に不自然な点は見受けられない。

また、夫婦の住民票では、夫婦は共に昭和39年3月28日にA市からB市へ転居した旨が記載されている。社会保険庁の記録では、夫婦のA市在住期間中の国民年金保険料は夫婦共に納付と記録されているが、B市へ転居した同年4月以降の保険料については、申立人が未納で、その妻は納付と記録されている。

しかし、B市が保管する夫婦の被保険者名簿の記載から、この転居に伴う国民年金の住所変更手続は、夫婦が同日（昭和41年2月21日）に行ったものと推認され、夫婦が一緒に同市への転居に係る国民年金の手続を行ったにもかかわらず、転居以降の保険料については、妻の分のみ納付し、申立人については未納としたとするのは不自然である。

さらに、妻の昭和39年度の国民年金保険料については、社会保険庁の従来の記録では未納とされていたが、B市の被保険者名簿に納付済みと記録されていたことから、平成20年7月に納付済みと記録が訂正されており、申立人の年金記録についても、行政の管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から46年9月まで  
② 昭和47年1月から55年10月まで  
③ 昭和56年9月から61年3月まで

国民年金の加入手続は夫が行ったが、保険料は、私が集金人に夫婦の分を同時に納付していた。申立期間のうち昭和46年度については、夫が納付済みであるのに、私だけ未納となっているのは、納得できない。

また、昭和55年ごろ、私は、A市B区役所で未納の国民年金保険料を分割納付できると説明を受け、申立期間の保険料を分割納付した記憶があるので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は計182か月と長期に及ぶが、申立人は、その間、集金人に国民年金保険料を納付していたとするのみで、納付方法、納付金額等の詳細については記憶が無いとしている上、A市では、申立期間中の昭和53年度末をもって集金人制度は廃止されている。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)、A市が保管する被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳では共に、申立人は昭和49年4月15日に国民年金の資格(強制加入)を喪失したことが記載されており、以後、61年4月に第3号被保険者となるまで資格を取得した記録は無い。被保険者台帳の記載から、この資格喪失の手続は54年7月ごろに行われたものと推認され、少なくとも、同年7月ごろから61年3月までは国民年金に加入しておらず、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間については、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も未納と記録されている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立人は、昭和 55 年ごろに、何回かに分割して申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるとしている。この点については、夫婦の被保険者台帳により、夫婦が共に、36 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料を、54 年 7 月から 55 年 6 月までの間に 4 回に分割して特例納付したことが確認できる。

しかし、昭和 55 年ごろの時点で、61 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付することはできない。

また、夫婦の初回の特例納付が行われた昭和 54 年 7 月ごろに、上記のとおり、申立人は 49 年 4 月にさかのぼって国民年金の資格を喪失しており、同月以降の保険料を特例納付することはできない。

さらに、申立人は、何回かに分割して国民年金保険料を納付したとするのみで、その回数や金額についての記憶は無く、申立期間の保険料についても特例納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間のうち昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫は納付済みと記録されている。

また、申立人の国民年金手帳の昭和 46 年度の印紙検認記録欄には検認印が無く、同年度の保険料は現年度納付しなかったものと考えられる。一方、社会保険庁の記録では、昭和 46 年 10 月から同年 12 月までの保険料は納付済みとされていることから、この 3 か月の保険料は過年度納付したものと考えられ、46 年度中の他の 9 か月（昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間）についても、過年度納付していたと考えるのが自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

昭和47年4月に結婚してすぐ、夫の母親（以下「義母」という。）に国民年金保険料のお金を請求されたことを覚えている。初めて国民年金に加入した日は同年4月1日となっており、保険料も納付していないのに、加入したと認められるはずがない。義母は納付済みとなっているのに、私の分だけ納付していないはずがないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ってくれていたとするその義母は、申立期間を含めすべての期間の保険料を納付しているほか、申立人の国民年金加入期間についても、申立期間以外の保険料はすべて納付されており、義母の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和48年3月又は同年4月に行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の申立期間直後の昭和48年度以降の保険料はすべて現年度納付されていることがA市の記録から確認でき、義母が、申立人の申立期間の保険料を現年度納付できる時期に加入手続を行ったにもかかわらず、これを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

私は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は区役所か集金人に納付していた。

また、結婚後は、夫の国民年金加入手続を私が行い、夫婦一緒に保険料を納付するなど、納付に努めていたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無いほか、複数回にわたる厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行い、保険料をすべて納付したことが確認でき、年金制度に対する理解及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人の国民年金加入手続は昭和44年9月に行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の夫は、国民年金の加入手続時期（夫の国民年金手帳記号番号の払出時期である昭和45年6月）の前年度の44年11月から45年3月までの保険料を納付したことが確認でき、これは、申立人が過年度納付したものと考えられる。このことから、申立人が、その夫の加入手続時点で納付可能であった期間の過年度保険料を納付したにもかかわらず、自らの加入手続時点で納付可能であった期間の過年度保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

申立期間当時は、A市で一人住まいをして定職に就いておらず、所得が少なかったため国民年金保険料の免除を申請していた。毎年、同市の職員が自宅を訪問し、免除申請を確認してくれた。同市在住の間（平成6年4月から11年8月まで）は申請免除が承認されていたはずなので、平成9年度分の保険料が免除ではなく未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市では、国民年金保険料が免除されている者から希望があれば、翌年度に国民年金推進員が自宅を訪問して、免除申請書を受理していたとしており、自宅を訪問した市職員に免除申請の手続をしていたとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、申立期間の前後5年間の国民年金保険料を免除されており、申立期間のみ免除申請しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時は定職に就いておらず、所得が少なかったため国民年金保険料の免除を申請していたと説明しており、申立期間の保険料免除の審査対象となる平成8年の所得のみが免除基準を上回る額であったとも考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年11月16日に、資格喪失日に係る記録を9年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月16日から9年2月1日まで

私は、平成8年11月16日にA社に入社し、9年1月31日まで勤務した。当該期間に厚生年金保険料を控除されていた給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の採用報告書及び申立人が保管している同社の給与明細書により、申立人が同社に平成8年11月16日から9年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としながらも、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に、いったん届出を行った後に取消しをしている旨、回答しており、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険

料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、38年9月は2万円、43年3月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月27日から同年10月1日まで  
② 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和33年3月1日にA社に入社後、平成18年2月25日に退職するまで継続して同社に勤務し、毎月、厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

しかし、申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無い。これは、私の転勤に伴う厚生年金保険の得喪手続に誤りがあったことによるものと思われる。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書並びに上司及び同僚の証言により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年10月1日にA社B本社から同社C支店に異動、43年4月1日に同社C支店から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年8月及び43年2月の社会保険事務所の記録から、38年9月は2万円、43年3月は4万8,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、申立期間②については、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1315

### 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和44年12月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月10日から45年1月12日まで

A社の厚生年金保険記録を社会保険事務所に照会したところ、被保険者期間は昭和45年1月12日から同年2月20日までの1か月である旨の回答があった。

しかし、私は、昭和44年12月10日にB社を退社して、その日からA社C支店に勤務し、営業・販売を担当した。私が保管している当時の手帳には、A社の45年1月分及び2月分の給料から、厚生年金保険料を控除された記載があるので、被保険者期間が1か月であることには納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している当時の給与明細を記載した手帳の記録(以下「手帳の記録」という。)、A社における同僚の証言及び複数の同僚の入社時における厚生年金保険の資格取得状況から判断して、申立人が昭和44年12月22日から同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和44年12月の標準報酬月額については、申立人の手帳の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格

取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和45年1月12日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1316

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、同年7月から同年10月までを6万円、同年11月から45年5月までを6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月20日から45年6月21日まで

私は、昭和40年4月21日にA社に入社し、平成2年9月10日に退職するまで一貫して、同社に勤務した。

しかし、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和45年6月21日となっており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかないため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の職務・人事履歴書、健康保険被保険者台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年6月21日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険被保険者台帳の記録から、昭和44年7月から同年10月までは6万円、同年11月から45年5月までは6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険被保険者資格取得確認・標準報酬決定通知書により、事業主が昭和45年6月21日を申立人の資格取得日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る44年7月から45年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 1317

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和57年3月10日にB社に入社し、平成2年1月31日に退職するまで同社に継続勤務していたが、途中、出向先の子会社であるA社からB社に転勤した際、厚生年金保険被保険者としての記録が1か月分欠けてしまっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社及び系列企業に継続して勤務し(昭和62年11月1日に子会社A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年10月の定時決定に係る社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により昭和62年10月31日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月20日から同年5月21日まで

昭和43年3月の入社以来現在まで、C社グループ内の企業に勤務しており、人事記録により52年5月20日までA社B支店に勤務していたのは明らかである。

また、会社も資格喪失日の届出誤りを認めており、資格喪失年月日訂正申立書ももらっている。申立期間については継続勤務しており、保険料も給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された人事記録及び在籍証明書、C社グループ健康保険組合から提出された被保険者台帳並びに同僚の証言により、申立人がA社B支店及び系列企業に継続して勤務し(昭和52年5月21日にD国出向のためA社B支店からC社E支店に転籍を伴う異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年3月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を、本来、昭和52年5月21日とすべきところを誤って同年4月20日として届け出

たと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日まで  
昭和 29 年 4 月 1 日から平成 2 年 2 月末日まで、複数の支店を異動しながら、A社に継続して勤務した。昭和 35 年 11 月 28 日に資格喪失したとされ、年金記録が1か月間空白期間になっているが、保険料を控除されなかった月があった記憶は無く、資格喪失日の間違いであるので、訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和35年12月1日に同社B支店から同社C支店に異動。但し、異動発令日は同年11月21日。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は特段の理由を示すことなく納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年5月から同年7月までの期間を600円、同年8月を3,000円とすることが必要である

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から同年9月1日まで

昭和21年4月にA社に入社と同時に系列のC社に配属され、その後、A社B支店に勤務となった。私は入社以来、長期欠勤、休職及び退職等は一度も無く、年金記録の空白期間があるとは考えられない。以前にも社会保険事務所へ調査依頼したが、記録無しとの回答だったので再調査していただき、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社を承継するA社から提出を受けた人事記録により、申立人が昭和21年4月1日からC社及びA社に継続して勤務し(23年5月1日にC社からA社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和23年5月から同年7月までの期間を600円、同年8月を3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額26万円の保険料を納めていたので記録を訂正してほしい。あわせて、事業所側が故意に標準報酬を下げているため調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の標準報酬月額は、平成9年3月17日付けで8年11月1日まで<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられており、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和40年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月から同年4月までは1万8,000円、同年5月から41年1月までは3万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

父(申立人)が病没後、父の厚生年金保険被保険者証が見付かり、資格取得日が昭和40年2月1日となっていたので、一時金が支給されると思い社会保険事務所に行ったところ、「40年2月1日の資格取得日は間違いであり、正確には41年2月1日資格取得のため、被保険者期間は合計58か月となり脱退手当金の受給資格は無い。」と説明を受けた。

しかし、公的な証明書である厚生年金保険被保険者証の記載が誤っているとは考えられず、被保険者証の訂正がなされていない以上、資格取得年月日を昭和40年2月1日として、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者原票における資格取得日は昭和41年2月1日とされているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は41年2月8日付けで、40年2月1日にさかのぼって取得されていることが確認できるとともに、申立人が保管していた厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日も同日であることが確認できることから、厚生年金保険被保険者原票における資格取得日については、社会保険事務所が申立人に係る

同原票を作成した際に1年誤って記載したと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票には、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となる以前に、申立人が健康保険の療養給付を受けた記録及び申立人の姉を被扶養者としていた記録があるとともに、申立人に係る社会保険庁の記録にも氏名の誤りがあるなど、申立人に係る社会保険庁の記録管理には不適切な状況が見られる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和40年2月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、40年2月から同年4月までは1万8,000円、同年5月から41年1月までは3万円とすることが妥当である。

## 愛知厚生年金 事案1323（事案51の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和38年10月初旬に前の会社を退職した後、すぐにA社に入社し、41年7月20日に退職するまで継続して勤務していた。入社したのは同社B支店で、入社1、2か月後に同社C支店へ半年ほど研修に行き、またB支店に戻ってきた記憶があるが、社会保険庁の年金記録は、入社当初の1か月及びC支店とB支店の間の申立期間が未加入とされていたため、平成19年8月に第三者委員会に記録訂正の申立てを行ったが、非あつせんとされた。

しかし、その後、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿を社会保険事務所から入手して確認したところ、資格取得年月日欄に生年月日が記載され、それが「昭和39年4月1日」に訂正されていることが分かった。社会保険事務所の担当者が誤記を訂正した際に「昭和39年3月1日」とすべきものを誤って「昭和39年4月1日」と記載してしまったと思われるので、記録を訂正して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所の記録に不自然な状況が見当たらない上、申立期間当時の上司及び同僚に係る申立人の記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>であるため、保険料控除を推認させる有力な証言を得ることもできないなどの理由から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるこ

とはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間に係る社会保険事務所の事務処理の誤りを示す資料として、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を提出したが、申立人の前後の者の資格取得日は、それぞれ昭和39年3月26日及び同年5月1日であり、同年4月1日とされている申立人の資格取得年月日に不自然さはないが、この資料をもって、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

しかしながら、当初の決定後に、申立人が新たに名前を思い出した同僚及びその同僚の証言から名前が確認できた複数の同僚に聴取したところ、申立期間前後の事業所は同一系列の事業所であり、申立人の主張のとおり、申立人がA社B支店に入社後、同社C支店に研修に行った後、再び同社B支店に戻ってきたことが確認できたことなどから、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和39年3月1日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1324

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月16日から同年2月1日まで

私は、昭和63年1月16日にA社から同社系列会社であるB社に転籍したが、社会保険庁の記録では、A社の資格喪失日が同日、B社の資格取得日が同年2月1日とされているため、同年1月が空白となっている。

しかし、私が保管しているA社及びB社の給与支払明細書によると、厚生年金保険料が転籍の前後も途切れなく控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の加入記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿及び申立人が保管している給与支払明細書により、申立人がA社及び同社系列のB社に継続して勤務し(昭和63年1月16日にA社からB社に転籍を伴う異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年2月の社会保険事務所の記録及び給与支払明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和63年2月1日を厚生年金保険の資格取得日

として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1325

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から29年1月24日まで  
② 昭和29年1月24日から31年5月21日まで  
③ 昭和31年5月21日から34年3月31日まで

私は、A社B支店を退職後、脱退手当金を受給したこととなっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、また、退職してから3年以上経過した後、受給することは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3年11か月後の昭和38年2月15日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から52年3月まで

国民年金に加入していた両親が、私が20歳になったのを契機に国民年金加入手続を行った。母親が家族3人分(父親、母親、私)の保険料を銀行で納付書により毎月納付し、納付した時は領収書をもらった。申立期間において両親は納付済みであり、私の保険料も母親が確実に納付していたため、私のみ申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録から、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は、昭和52年10月ごろに行われたものと推定できることから、申立人は同手続が行われるまで国民年金には未加入であったことになる。このことから、申立人は申立期間の保険料をすべて納付するには特例納付及び過年度納付により、さかのぼって納付するしか方法は無かったことになり、申立期間の保険料を毎月納付していたとする申立人の主張とは相違する上、申立人の母親は申立人の保険料についてまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人の両親の国民年金手帳は、昭和49年1月に連番で発行されており、このころ両親は国民年金加入手続を行ったものとみられることから、申立人が20歳に到達した44年当時は、両親も国民年金には未加入であったことになり、申立人が20歳のころには両親は既に国民年金に加入していたとする申立人の主張とは矛盾する。

さらに、両親はいずれも昭和40年4月以降の保険料が納付済みとされているが、社会保険庁の記録によると、同年同月から46年3月までの期間の保険料は第2回特例納付により、同年4月から48年3月までの期間の保険料は過年度納付により、それぞれ納付されていることが確認できるほか、同年4月か

ら50年3月までの期間の保険料は、母親が所持する国民年金手帳から印紙検  
認方式により納付したことが確認できる。

このことから判断して、母親が申立期間の保険料を納付書により金融機関で  
毎月納付したとする申立人の主張には齟齬<sup>そご</sup>がある。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをう  
かがわせる事情は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付していたこ  
を示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す  
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは  
できない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年3月まで

大学卒業後、昭和49年4月から50年1月まで民間会社に勤務したが、この間、厚生年金保険加入の通知も年金手帳も受け取っておらず、社会保険庁へ調査依頼して、やっと、この期間に厚生年金保険の被保険者であったことが認められた経緯があり、社会保険庁の管理体制には疑問を抱いている。

A社を退職後、昭和50年1月から53年3月までは、教職員免許を取るため大学のスクーリングを受けていたが、この期間は国民年金に加入し、保険料を納付していた。自宅を引っ越したため何も資料は残っていないが、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、申立期間の保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について具体的な記憶が無い上、これらを行ったのが申立人自身であったのか、申立人の両親であったのかも記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付があったことをうかがい知ることは困難である。

また、申立人は、A社退職後、国民年金への切替手続を行う必要があったが、社会保険庁が保管する年金記録では、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、同社退職後、国民年金への切替手続が行われたとは考え難い。

さらに、申立人が申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料の納付を行った可能性があるとする母親からも、同手続及び保険料の納付があったことを確認することはできなかった。

加えて、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から57年3月まで  
平成19年10月ごろ、社会保険事務所で国民年金保険料の未納期間があることを知った。納付金額は覚えていないが、毎月、銀行か区役所で納付書により支払った記憶があるので、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月、銀行か区役所で納付したとしているが、保険料の金額の記憶は無い上、申立期間当時は3か月ごとの納付であり、申立人の主張と相違する。

また、申立人は昭和56年2月15日にA市B区から同市C区へ転居しているが、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳にもその住所変更の記載はあるものの、申立人の被保険者台帳が同区を管轄する社会保険事務所へ移管されたのは57年7月8日であり、申立人は当時、適切に住所変更の手続きを行っておらず、申立期間のうち、半分以上の期間の納付書は転居先の同区の居住地には送付されなかったものと推認される。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和47年ごろ、A市B区からC区へ転居した際、区役所の職員に、それまで未納だった国民年金保険料を一括して納められることを教えてもらい、夫婦二人分の保険料14万円から15万円を同区役所で納付した。未納だった保険料をすべて納付したはずなので、未納期間が残っていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には、昭和36年3月（A市B区）と47年9月（同市C区）の2回、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている。申立人は、それまで未納であった国民年金保険料を夫婦一緒に一括して納付したのはB区からC区へ転居した47年以降であるとしており、申立人夫婦の同区への住民票の異動は同年11月6日とされていることが確認できることから、申立人夫婦は、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号により国民年金保険料の納付を開始し、第2回特例納付（取扱期間：49年1月から50年12月まで）の時期に、未納期間の保険料を納付したものと考えられる。

また、社会保険庁の記録を見ると、申立人夫婦共に、昭和40年4月からは納付済み（申立人の妻は、40年4月から41年10月までの期間は厚生年金保険被保険者期間が判明したため、当該期間の保険料は平成元年に還付されている。）とされており、前述のとおり、保険料の納付を開始したとみられる昭和47年度は現年度納付されていることから、申立人夫婦は、40年度から46年度までの期間を特例納付したものと推認でき、このことは、申立人夫婦の被保険者台帳において、夫婦共に、38年度から46年度までの摘要欄に「未納4月から3月まで」と記載されていたものが、40年度から46年度までについては、

その記載が横線で消されていることとも符合する。この40年度から46年度までの納付済みとされている期間を第2回特例納付により、夫婦一緒に納付した場合の保険料額は、15万1,200円となり、申立人夫婦が一括して納付したと主張する金額（14万円から15万円）にほぼ一致する。

しかし、申立期間を含む昭和36年度から46年度までの保険料を夫婦一緒に第2回特例納付により納付した場合、その保険料額は23万7,600円となり、申立人の主張する金額とは大きく異なることから、申立人は申立期間と実際に納付した期間とを混同していることが考えられる。

さらに、申立人夫婦は2回目の国民年金手帳記号番号払出日（昭和47年9月25日）の時点で、申立人は44歳、申立人の妻は43歳であり、この時点で、60歳到達の前月までに年金受給権確保に必要な保険料納付年数（申立人は22年、申立人の妻は24年（夫婦共に、老齢基礎年金等の支給要件の特例措置適用者））を確保するには、申立人夫婦共に昭和40年度分までさかのぼって納付すれば足りることから、申立人夫婦共に40年度以降の未納期間についてのみ保険料を特例納付したと考えても不自然ではない。

加えて、現在、確認されている昭和36年3月及び47年9月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から60年1月まで

私は、厚生年金保険を脱退した月から国民年金に加入した。A町役場内のB銀行出張所で毎年5月ごろに1年分の保険料を納付し、領収書を受け取っていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月の厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金に加入し保険料を納付していたと述べているが、社会保険庁のオンラインシステム記録及び同庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人が54年7月に国民年金の資格を喪失して以降、資格を再取得した記録は確認できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際には、A町役場から国民年金加入の勧奨があるので、それにより加入手続を行ったはずであるとしているが、申立人には、加入手続の具体的記憶は無い上、当時、夫が厚生年金保険被保険者で、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当し強制加入対象者ではなかったこと、及び申立期間当時、申立人はその夫が加入する健康保険の被扶養者であったことが社会保険庁の記録により確認でき、国民健康保険の加入手続を行う必要も無いことなどから、同町役場から申立人に国民年金加入の勧奨があったとは考え難い。

以上のことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間は4年以上の長期にわたるが、申立人は、その間の国民年金保険料を、納付書によりA町役場内の金融機関で納付したとするのみで、納

付書の受領や保険料の額などの具体的な記憶が不明確である。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年度のうち10か月間、37年度のうち11か月間及び38年度のうち11か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年度のうち10か月間  
② 昭和37年度のうち11か月間  
③ 昭和38年度のうち11か月間

国民年金保険料は、全期間納付してきたと思う。几帳面な性格なので、納付を遅らせたり、納付しなかったりすることは無い。各申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計32か月と長期間であり、その間の国民年金保険料の納付方法について、申立人は、申立人自身が納付したのか、その夫が納付したのか分からないとしているほか、町内会の組長に納付したのか、A町役場で納付したのかも分からないとしているなど、記憶が不明確である。

また、夫に聴取しても、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法について、明確な説明は得られなかった。

さらに、申立人は、その夫と一緒に国民年金保険料を納付したと思うとしているが、社会保険庁が保管する夫の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和36年度は2か月納付、37年度は1か月納付、38年度は1か月納付と記載されており、この納付記録は申立人の納付記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から57年3月まで

申立期間当時、勤務していたA社には社会保険が無かったため、国民健康保険及び国民年金に加入し保険料を納付していた。保管してある国民年金保険料納付通知書兼領収書の昭和58年5月から59年3月までの領収印は同社の近くの金融機関で振込をしていたことから、おそらく、B銀行、C銀行、D信用金庫、E信用金庫で振込をしていたと思う。

また、申立期間についての未納の督促状が来た記憶は無い。私は、今までに11年間、国民年金保険料を納付していたと自覚しているため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月ごろ、申立人の大学卒業を契機に国民年金に加入したとしているが、申立人自身は加入手続きに関与しておらず、加入手続きを行ってくれたとするその父親が既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年4月に払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続きは同年4月ごろに行われ、その際に53年3月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったため、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続きが行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和55年1月から56年3月までの保険料を過年度納付、昭和56年度の保険料を現年度納付することが可能であった。この点については、社会

保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）の54年度から56年度までの欄に「納付書送付」との記載があり、現年度納付されなかったとみられる56年度の保険料も含めて過年度納付書が送付されたものとみられるが、申立人は、過去にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしているなど、これらの過年度納付が行われたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、前述の昭和53年3月資格取得に係る国民年金手帳記号番号のほかに、後日、別の記号番号が払い出されていることから、別の記号番号が払い出された時点で、それ以前の納付記録が抹消されたのではないかとしているが、申立人が指摘する別の記号番号は、申立人が63年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険に係る記号番号であり、これにより、国民年金保険料の納付記録が抹消されることは無い。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年11月25日まで

私は、A社に昭和41年から平成6年まで役員として勤務した。

しかし、申立期間は、同社の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間については、厚生年金保険に係る資格の得喪手続を行ったことはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社の役員に就任していたことは、同社の法人登記簿謄本により確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)には、申立人の健康保険証返納日が昭和44年11月27日と記載されている。

また、申立人は、A社において昭和41年7月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得(健康保険整理番号B番)し、44年11月1日に喪失、その後、45年11月26日に再取得(健康保険整理番号C番)していることが確認できるところ、同社の被保険者原票には、申立期間を含む44年6月17日から46年4月12日までの健康保険整理番号(D番からE番まで)に欠番は無く、申立人の記録が欠落した状況はうかがえない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届や喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難い。

さらに、申立人の夫の被保険者原票(原票の記録期間は昭和35年5月1日から46年10月1日まで)によると、申立人は三男(39年生)に次いで、健康保険の被扶養者資格を2度にわたり取得・喪失していることから、被扶養者期間は同原票に記載がないため不明であるものの、申立人は申立期間が含まれる39

年7月から46年9月までのいずれかの期間において、夫の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から34年4月1日まで  
私は、A社でバフ、メッキの仕事をしていた。同僚の名前も覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の同僚及び事業主の妻の証言から判断して、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間は約2年半の長期にわたっており、仮に申立期間に申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録があったとするならば、事業主が算定基礎届を提出して、管轄社会保険事務所が定時決定を行う機会が2回、これに被保険者資格の得喪に係る届出の機会を含めると、少なくとも4回の届出を記録する機会があったと考えられるが、そのすべての機会において社会保険事務所が事務処理を誤るとは考え難い。

また、申立人は、仕事が原因で肺結核を患って入院し、退院後は定期検診があり、事業主が作ってくれた健康保険証を使って定期検診を受けたと主張しているが、社会保険事務所が保管している申立期間前後におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無い上、健康保険整理番号の欠番も無いことから、同社の健康保険証が発行された記録は確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、同僚からも申立人に係る保険料控除についての証言は得られない。

加えて、A社は、昭和55年7月1日に全喪し、当時の事業主も既に死亡しており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月ごろから35年2月ごろまで

私はA社で昭和34年3月ごろから35年2月ごろまでの約1年間、製品を輸送するトラック運転手として勤務していた。その当時の社員については、60歳代の社長、50歳代の専務、40歳代の上司がいたことは記憶にあるが、その他の者も含めて氏名の記憶は無い。

給与から、いろいろなものが控除されていた記憶があり、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社によれば、申立期間当時の資料は無く、申立人が記憶している当時の事業主、専務、上司等は既に死亡していることから、これらの者から証言を得ることができない。

また、別の同僚は、「申立期間当時、トラック運転手は3か月の試用期間があった。また、トラック運転手は入退社が激しく、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と証言していることから、A社では、従業員の採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと推認できる上、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったとしても不自然ではない状況がうかがえる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 12 月 16 日から 48 年 6 月 1 日まで

A社を辞めて、公共職業安定所の紹介でB社に入社し、ダンプの運転手として働いていた。同社は、私の給料から厚生年金保険料を控除して社会保険事務所に保険料を納めていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社における申立人の雇用保険の記録から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、申立人が同時期に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち、連絡先が分かった者についても、B社の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから、同社では、入社後一定期間をおいて資格取得の届出を行う取扱いをしていたものと推測される。

また、申立期間②については、社会保険事務所の記録により、申立人は、B社における被保険者資格を昭和47年12月16日に喪失し、同年12月26日に健康保険被保険者証が返還されたことが確認できることから、社会保険事務所の記録のとおり資格喪失届が事業主によって行われたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年6月から49年1月までの期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、B社は昭和53年8月31日に解散しており、事業主は死亡しているため、証言が得られない上、申立人が名前を挙げた事務員は、「当時の事は何も覚えていない。」と証言していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1330（事案120の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年7月20日まで

社会保険庁の記録では、A社の厚生年金保険の記録が昭和37年7月20日から同年7月24日までとなっているが、実際は、同年4月ごろから勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年6月30日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、当時の上司のあやふやな証言だけで記録回復が認められないことには納得がいかない。再度、明確な調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社勤務当時の上司の証言などにより、同社では、すべての雇用者が入社当初から厚生年金保険の被保険者資格を取得していたわけではないことが認められるほか、社会保険庁が保管している同社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当該上司が高齢であり、電話による聴取であることを理由とし、当委員会が同証言のみに基づいて導いた結論には納得できないと主張しているところ、当該上司以外の同僚も、「私は、1か月の試用期間があった。長い人には3か月はあったと思う。」と証言している上、その他複数の同僚からも、試用期間があったことをうかがわせる証言が得られていることを踏まえると、申立期間当時、A社では、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者

資格を取得させる取扱いを行っていなかったものと認められる。

また、申立人が名前を記憶している同僚のうち数人については、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、同僚の中には、申立人が同社に勤務していたことを記憶している者はいるものの、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて記憶している者はおらず、申立内容に係る事実を確認できる証言は得られない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月から32年12月まで  
年金をもらうようになってから、確認したところ、A市で働いた時しか厚生年金保険に入っていなかったことになっており、20歳過ぎから漁夫をしていた時のB社での厚生年金保険の記録が無い。28歳の時、船に乗っていて、突然の事故に遭い労災保険で病院にかかっており、その時にいろいろな保険料が控除されていた記憶がある。写真が証拠になると思うので、漁夫の時の年金を認めて、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は昭和43年3月1日に全喪、商業登記簿によれば、54年12月2日に法定解散しており、当時の事業主とは連絡がつかず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用については確認できない。

また、社会保険事務所が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間（資格取得者213人）において申立人の名前は見当たらない。

さらに、B社の帳場のC氏は、同社において厚生年金保険の被保険者記録が認められるものの、同人は既に死亡しており、周辺事情を調査することができない上、網元のD氏も既に死亡しており、網元の帳場のE氏及びその他の同僚12人には、いずれも同社における被保険者記録が無いいため、同人らの特定ができず、周辺事情を調査することができない。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1332

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から44年まで

私は、A社の社長に「福利厚生はしっかりしている。」との説明を受け、経験を買われて同社に入社した。

しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。A社に入社してから退職するまで、喫茶部の支配人として継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思っている。

厚生年金保険料等を給与から控除されていたことを証明できるものは無いが、間違いなくA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の取引先関係者の証言により、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったとしているところ、社会保険事務所の記録においても、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

さらに、申立人が記憶している同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができず、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1333

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月24日から53年8月1日まで

私は、A社の入社面接の際、「給与は最低保証月額20万円。」と説明を受け、その条件のもとで入社した。

また、A社では毎月24万円程度の給与が支給されていた記憶がある。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者期間には誤りはないが、標準報酬月額が20万円以下とされているので、申立期間について、標準報酬月額を20万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の入社面接の際に、給与は最低保証月額20万円と説明を受け、その条件の下で入社した。」と主張しているが、A社に確認したところ、「新任乗務員に対する賃金補償の期間は、最長でも6か月であり、申立期間のように長期にわたり補償する制度ではなく、しかも、賃金補償制度の施行は平成7年5月21日からであり、申立期間当時は、給与の最低保証をするような制度は無かった。」としている。

また、申立人が最低保証額であったと主張している20万円は、厚生年金保険の標準報酬月額としては昭和48年11月から51年7月までの最高等級であり、最低保証額としては不自然である。

さらに、申立人の資格取得年月日と同月にA社における厚生年金保険の資格を取得した19人について、標準報酬月額を確認したところ、全員が申立人と同じ6万円であることが確認できるとともに、同僚が保管している申立期間当時の源泉徴収票によると、給与支給総額及び社会保険料控除額から推認される標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている同人の標準報酬月額とおおむね符

合しており、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見受けられない。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月5日から38年5月1日まで  
② 昭和39年2月5日から40年2月25日まで

私は、申立期間①は、A社に勤務していた時にB社に出入りしていたところ、同社の従業員に紹介されて正社員として入社した。保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②は、C社で正社員として勤務していた。D市へ玉子を運んでいたが、事故で割って同社を退社した。保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の事業主及び同僚は、正確な期間は不明としながらも、申立人が勤務していたことを覚えている旨、証言していることから、同社に申立人が勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料の保存が無いため、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の事実は確認できない。」旨、回答している。

また、複数の同僚は、申立期間①当時における厚生年金保険の被保険者資格の取得について、必ずしも入社と同時に被保険者資格を取得していなかったと証言している上、当時の同僚には、B社における資格取得日の前に被保険者期間に空白の期間が確認できる者が複数存在する。

さらに、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

加えて、申立期間①において、B社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、C社の事務担当者は、「C社が、E県F健康保険組合に加入した昭和40年9月1日以降は社会保険の加入の有無が確認できるが、当時の資料は保存が無く、申立人の勤務及び厚生年金保険の被保険者資格取得の事実は確認できない。」旨を回答しており、申立期間②当時にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得していた同僚のうち、連絡先が確認できた者に照会したが、申立人の同社における勤務について証言は得られなかった。

また、申立人が記憶する同僚には、C社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無い。

加えて、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

このほか、申立期間②において、C社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難いほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 7 日から 43 年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 42 年 3 月に A 社から B 社に転職した。同社における厚生年金保険の資格取得年月日が 43 年 3 月 1 日となっているのは納得できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に A 社から B 社に転職した同僚が、申立人を記憶している旨を証言していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、既に B 社は解散しており、同社の元役員は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の被保険者資格取得の取扱いについては不明である。」旨を回答している。

また、申立人と同時期に A 社から B 社に転職した同僚も、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、不自然な点は見られない。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1336

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月1日から39年3月1日まで  
② 昭和40年2月21日から42年4月1日まで

私は、厚生年金保険の加入期間が足りない。申立期間①は、A社に、申立期間②については、B社に確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚の証言により、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①当時の複数の同僚は、「A社の事業主は特定の者のみを社会保険に加入させていたため、一部の勤務期間について加入記録が無い。」旨を証言している上、申立人が一緒に同社の社員寮に住んでいたと記憶する同僚についても、同社における被保険者記録が無い。

また、A社は、「豪雨の際に会社資料が流出したため、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する届出を行ったかどうか確認できず、厚生年金保険料を控除したかどうか不明である。」旨回答している。

さらに、申立期間①に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、B社は、「平成16年に事務所を移転した際、関連資料をすべて廃棄しており、申立人に係る勤務期間を確認できない。」と回答している。

また、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、当時の同僚からも、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言は

得られない。

申立期間①及び②について、B社における複数の同僚は、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和39年3月1日以前から同社に勤務していたと証言していることから、申立人は、申立期間①の一部において、申立人が記憶するA社ではなくB社に勤務したものと推認できる。

しかし、申立人のB社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 2 日から 33 年 10 月 21 日まで  
社会保険事務所に確認したところ、A社における厚生年金保険の被保険者記録について、脱退手当金が支給済みとのことだが、受給した覚えはないので、受給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年10月の前後2年以内に資格喪失した者37人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、36人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち34人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、同僚の中に厚生年金保険資格喪失日が近接し、脱退手当金支給決定日が同一の者も認められることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがう。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和34年1月27日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月28日から37年4月21日まで  
A社を退社する際、B課長から「年金はどうするの。」と聞かれ、体調を崩したため退社したので、「そのままにしてください。」と話したような記憶がある。

脱退手当金が、昭和37年7月に支払われているとのことだが、当時は実家のC市におり、A社近辺の社会保険事務所には行っていないし、実家近辺の社会保険事務所も知らないので、受給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年4月の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者39人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、33人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち30人が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、同僚の中に厚生年金保険資格喪失日が近接し、脱退手当金支給決定日が同一の者も認められるほか、事業所から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は事業所がしてくれ、受給したと証言する同僚もいることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は退職時に退職金を受け取ったと主張しているが、申立人より在職期間の長い在職6年及び8年の同僚はいずれも退職金を受け取っていないと証言している上、脱退手当金を退職時に受け取ったと証言する同僚もいることを踏まえると、申立人が受け取った退職金は、脱退手当金であった可能性

が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和37年7月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1339

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から41年11月1日まで

以前から、何度か社会保険事務所に行き、自らの厚生年金保険の被保険者記録を確認しているが、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないとのことである。

しかし、社会保険事務所に確認したところ、最初は「退職時解約で2万円ぐらいもらっている。」と言われたが、2回目は「昭和42年7月27日に1万9,214円で解約した。」と言われ、3回目は「この時期の資料は既に無く、大体の平均で計算して出した。」と言われており、確認するたびに言うことが違う。

また、私は、脱退手当金という制度があることを知らなかったし、当時は妊娠8か月でA社会保険事務所まで行けるわけがなく、脱退手当金を受給した覚えもないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社C支店の厚生年金保険被保険者原票により、申立人の健康保険番号の前後15人(計30人)の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年11月の前後2年以内に資格喪失した者15人から脱退手当金の支給要件の無い者及び短期間で次の事業所で資格取得している者5人を除く10人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚は、退職時に事業所から脱退手当金制度の説明を受けたとしているとともに、事業所が請求手続を行ってくれたと証言している者もいることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた

可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1340

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月21日から33年8月14日まで  
② 昭和38年8月1日から39年2月1日まで  
③ 昭和40年4月1日から同年7月1日まで  
④ 昭和41年6月1日から同年9月29日まで  
⑤ 昭和41年10月10日から45年7月29日まで  
⑥ 昭和49年12月10日から50年4月1日まで  
⑦ 昭和50年9月20日から52年11月29日まで  
⑧ 昭和52年12月15日から55年12月21日まで

平成19年5月15日に社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和31年9月から55年12月までの間に勤務した8事業所での期間146か月については、62年12月25日に脱退手当金が支給されたことになっているとの回答をもらった。

しかし、私はそんなお金を受け取った覚えはないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人の脱退手当金は申立人が60歳に到達した約4か月後の昭和62年12月25日に支給決定されているとともに、脱退手当金支給当時の申立人の厚生年金保険被保険者期間は146か月であり、国民年金の保険料納付済月数と合わせても老齢基礎年金の受給資格を満たしていなかったことが確認できる。

また、申立人と同様に老齢基礎年金の受給資格を満たしていなかった申立人の元妻も、60歳に到達した約2か月後の平成元年4月21日に86か月分の脱退手当金が支給決定されていることが確認できることを踏まえると、60歳当時、老

齡基礎年金の受給資格が無い申立人及びその元妻が、保険料の掛け捨て防止のために、脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、脱退手当金支給決定当時、8か所すべてが別の記号番号で管理されていたにもかかわらず、支給された脱退手当金は、申立期間のすべての期間をその計算の基礎としており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月30日から26年9月10日まで  
② 昭和26年9月16日から36年2月28日まで

私は、A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録について、脱退手当金を受け取ったこととなっているのは納得できない。

申立期間について、脱退手当金を受け取ったことも、受給手続を行ったことも無いので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年5月31日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。